

順位	氏名（議席）	発言の要旨
18	鈴木 幸司（16）	1. 富士市の空き家対策及び空家等管理活用支援法人について 市は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、川成島地区の建物を「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義される、いわゆる特定空家に認定したが、その所有者等を確知することができないため、令和7年6月6日に公告し、この8月に略式代執行による解体処分を行った。個人の財産に関することでもあり、こうした一連の行政行為に瑕疵がなかったことを確認するとともに、2023年（令和5年）に新たに創設された空家等管理活用支援法人制度について、以下のように伺う。 (1) 今回、略式代執行に至った経緯を伺う。 (2) 市が負担した費用はどのくらいか。 (3) 現在市内にある空き家の数について伺う。 (4) そのうち、特定空家と認定されたものの数について伺う。 (5) 空家等管理活用支援法人制度の概要を伺う。 (6) 富士市における空家等管理活用支援法人の指定状況について伺う。 2. 水害常襲地域における都市公園予定地について 市街化の進展や局地的な集中豪雨の増加により、内水による浸水被害の発生が目立つようになり、市は富士市内水（浸水）ハザードマップを公開し、市民に注意を促している。 また、2020年（令和2年）8月、宅地建物取引業法施行規則が改正され、宅地建物取引業者には、売買前に、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することが義務づけられたが、知らずに買ってしまったという消費者からの苦情が寄せられている。災害図上訓練DIGの考案者である常葉大学社会環境学部防災・地域安全コースの小村隆史准教授は、こうした状況に警鐘を鳴らすべく、本年11月に市内で「子育て世代のための安心敷地選び講座」を開催する準備を進めている。小村准教授は古い地名に注意を払いましょうと、これから土地を買う方々に呼びかけている。 今回は道路冠水に悩む伝法滝下区の住民に伺った話を基に質問をしたい。滝下という地名が表すように、そこは0.5メートルから1.0メートルにかけて、浸水のおそれがあるとハザードマップ上に書かれている。そして、昭和40年に都市計画決定された石坂公園の予定地でもある。このことを踏まえ、以下のように伺う。 (1) 水害常襲地域の宅地建物取引においては、どのような指導をしているのか。 (2) 公園予定地に建築行為が行われる場合、どのような制限があるのか。 (3) 冠水が常襲する伝法滝下1号線には、どのような浸水対策が取られているのか。 (4) 現在、伝法滝下3号線を流れる雨水が、伝法滝下1号線を流れる雨水と合流することにより、住宅浸水の頻度が上がっているが、このことへの対策について伺う。 (5) 伝法滝下3号線と伝法滝下1号線の間にはまだ宅地化されていない土地が広がっているが、防災力を高めるためのグリーンインフラとして整備してはいかがか。